第1回公判に思うこと

CO患者家族　塚本栄子

十一月十日福岡地方裁判所で、十年間の私たちの苦しみや悲しみが取りまくなかで、三池大災害損害賠償請求裁判の第一回公判がはじまりました。

私は、多くの原告の仲間を廊下に残して法廷にはいりました。この日を私たち原告は、どんなに待っていたことか。法廷の中に一歩足を踏み入れると同時に胸がつまり、とめどもなく涙がでて仕方がありませんでした。

弁護士の二人の先生が、事故以来十年におよんだ原告の苦しみは、口ではいいあらわすことのできないほど甚大なものである、と請求の趣旨を述べられました。

また私たち原告団を代表して遺族と患者が一人づつ立って、意見を陳述致しました。その間約一時間半、涙がとまりませんでしたが、その涙のなかで、私はこれから先はいままで以上に頑張らなければ、と決意を新たにしたことでした。

公判が終わって外にでて歩いているときに、この日の第一回公判のためにかけつけて下さった方々の間から、一番先に飛びこんできた言葉は次のことでした。

「この裁判闘争は、支援するということばかりではない。自分たちすべての労働者の闘いとして、受けとめるべきだ。法廷のなかの状態はこうだったと、法廷にはいれなかった方々に伝えなければ」

事実また、真剣な面もちで、伝えて下さっていたのでしたが、私はこの言葉を聞いたとき、あまりのうれしさに、また涙がでそうになったことでした。

私はそのあと、みなさんと一緒にデモ行進をしながら「これからがほんとうの闘いだ。頑張れよ」と、自分で自分にいい聞かせながら、いま終わったばかりの第一回公判を思い起こしたのでした。

福岡市街地をデモ行進

CO患者吐血し死亡

新労関係の幸田さん

十一月二十七日のこと、また三池炭鉱のCO患者を死んだ。荒尾市原万田原区四九四の三に住んでいた幸田実男さん（61才）で、もともと三池新労組に所属してきた患者。

すでに七級の傷害認定を受けていたが、近所の人の目では畑の草取りなどして、普通人とそう変ったところもなかったという。それが不意の吐血による窒息死だとのことだから、改めてCO中毒症の恐ろしさが思われる。

幸田さんは、もちろん昭和三十八年十一月九日に起きた三川鉱炭じん大爆発に被災、CO患者となったもので、現に心臓と肝臓が悪く、自宅から病院に通院していたという。

家人も留守のところで、一人さびしく幸田さんは死んでいったが死亡推定時刻は、検死の結果その日の午後〇時半ごろと見られ、発見されたのはすでに八時間以上過ぎた午後九時ごろだった。

熊本日日新聞が伝えるところでは、三池のCO患者の死亡は二十三人目。ただし三池新労組関係の患者は、政府・会社側がCO患者と認めている分に限られていることを思えば、CO患者の死亡者のうち、かなりの人びとがかくされているに違いなく、恐らくはさらに多数の死亡となることだろう。

心から哀悼の意を表しておく。

×　×

二つの裁判　ますます墓穴を掘る会社

去月二十六日に〝三川鉱々長室事件〟、二十九日に〝上村事件〟と二つの裁判（いずれも福岡地裁）が開廷された。鉱長室事件の方は検察側証人が、また上村事件の方は三井鉱山側証人がそれぞれ証言台に立った。

前者では、そのため起訴されている沖克太郎・現三川指導部長をさも暴徒の中心人物のように仕立てあげ、後者では坑内火災が真にやむを得ない原因不明により、従ってそのために犠牲となった上村孝知さんの死について、会社にはまったく責任のないこと――を強調した。しかしそのような証言が続けば続くほど、組合側弁護士の努力もあって、検察・会社側がますます墓穴を掘ってゆくことがハッキリしてき、組合側傍聴者たちの口もとも、思わずほころんでいた。

逆に組合主張を立証

検察側証人の証言崩れる

鉱件
川鉱事
三長室

まず出本証人は、昭和四十六年六月一日と二日の、東京での遺族やCO患者、その家族の陳情行動について証言。

証人はそのなかで、陳情団の血をはくような思いの切実な行動を、まるで暴力団を思わせるように述べ、また二日に行なわれた宮川・前組合長との話し合いのなかで、「組合員（CO患者など）が山元の責任者と会わせるように努力する（そのとき、会おうとしなかった）」と、あれほど約束したことについて、ただ「雑談で終わり、陳情はもう中止するということだったから、あとのことは知らない」と白っぱくれたり、傍聴席もあきれてしまって苦笑していた。

同証人の証言は、逆に組合側の主張の正しさを立証する結果にさえなったりで、検察側も、当然ながらすっかり墓穴を掘った感じはかくせなかった。

野田証人の証言は、現地の鉱長室事件についてふれたもので、同じことのくり返し。果たして何のための証言だったか、を疑わせていた。

なお次回は一月十四日。

十一月二十六日に〝三川鉱々長室事件〟、二十九日に〝上村事件〟の裁判（いずれも福岡地裁）が開廷された。鉱長室事件の方は三井鉱山側証人がそれぞれ証言台に立ったのは、出本滝一・当時本店労務部第二課長と野田宗男・当時三川鉱経理係長の二人。

会社弁護人大あわて

上村裁判　しどろもどろの証言に

故上村孝知さんの、三川鉱坑内火災による災害死にかかる〝損害賠償請求裁判〟は、去月二十九日福岡地裁で開廷。ひき続き会社証人として、松本圭輔係員が証言台に。

同証人は主尋問で、「その日上村孝知さんが自分の指揮下にはいった関係上、あの坑内火災のとき彼の退避について考えてみると、退避はすべて安全に計画されていた」「自分は煙のなかを昇坑しているとき、上村さんが退避したことを聞き、その後の安全についても交換電話で確認した」「それでも、最終の電車で昇坑してきた人びとのなかにもいなかった」などといい、最後まで手を尽したような口ぶりだった。

それが、組合側弁護士の反対尋問で、だんだん崩れていって、会社側弁護士たちを大いにあわてさせる始末となった。

弁護人　あなたの乗るべき人車は五時五十六分発。で着到が同五十分頃。

松本　はい。

弁護人　あなたが五片から二片までくるうちに、様子は徐々に変ったのか。

松本　いや急速に。目先がきかず、煙が真っ黒で。

弁護人　前は見えない。

松本　はい、足もとの車道が見えるだけ。

弁護人　二片でそうなったとき、西山伝令がきた。

松本　はい。四百五十メートル坑道へ逃げるように、と。

弁護人　三百五十メートル坑道から、真っ黒い煙がきたので。

松本　はい。でも、特殊な場合もある。

弁護人　上村さんの姿を見た人はだれもない。

松本　はい。

弁護人　ホーリングは巻き終っていた。その上村さんが、人車乗り場に向うことは常識。

松本　いや、それはわからぬ。

弁護人　工具袋が、途中に落ちていたことから考えてもそう思われるが。

松本　考えられぬこともない。

弁護人　連絡は、上村さんがホーリング座にいたことを想定してとった。

松本　はい。

弁護人　そこを離れている場合の連絡は。

松本　途中にベルがある。

弁護人　現在は。

松本　一人ひとり無線を携行している。

弁護人　それは事故後では。

松本　その頃は試験中だった。

弁護人　係員は。

松本　みなもっていた。

弁護人　証人は、機械係員としての資格はもっているか。

松本　はい。甲種坑内保安係員と、申種坑内機械係員の。

弁護人　とすると、上村さんの保安上の責任者になるが。

松本　とにかく、指揮下にはいっていた。

弁護人　その指揮下にはいって入坑する時点から、坑口を出るまでずーっと責任はあるはず。

松本　……（わからない意味のことをいう。以上は抜粋）

会社側弁護人たちが、すっかりあわてしまったのも当然だったろう。

なお同裁判は今月二十日。

便り

三池の皆さんとの もっと深い交流を

埼玉　山口一二

先日は、ニュースを送っていただきまして誠にありがとうございました。

新闘輸送労組にも、CO患者を守る会員が三十数名います。でも私たちの力不足から、本来の意味の会員でなく、単にカンパをする程度で、これからどうするかが私たちに課せられた課題です。さらに学習する必要がありますが、そのためにも、三池の仲間との交流をさらに深めなければならない、と思っています。

私も二月の三池にまなぶ集会に参加しました。お世話になったのは、玉川分会の猿渡守男さん宅でした。

あの大災害から、十年になりますね。私はその頃は、それ程組合運動に関心がなかったような気がしています。いまになって見れば、はずかしい思いです。

労働者は命を守ることがいかに大事か、この頃やっとわかったしだいです。

裁判闘争も、必ずや長期化することでしょう。でも、ニュースによれば明るい見通しもあるらしく、展望のある闘いですね。

しかし患者をかかえられる家族に遺族の方々の、これまでの苦労、これからの苦労は、当事者でないとわからないことばかりでしょう。私たちも、でき得ることは協力致して行きます。そのことが、自分の命を守ることにもなると思います。

くれぐれもお体を大切にして頑張って下さい。

×

山口さんは埼玉県朝霞市田島三二六にお住まいで、新闘輸送労組内、CO患者守る会事務局で活動されている方です。便りは、CO患者家族の会々長の石原政子さんに寄せられたものです。